

金剛三昧院本『御手印縁起略解』について

木下智雄

土居夏樹
榊原啓優
川染龍哉
森本一彦

1. 『御手印縁起』とその註釈書

今回紹介する金剛三昧院快弁（一六九七一七八〇）『御手印縁起略解』（一冊。金剛三昧院寄託、高野山大学図書館蔵。以下、『略解』と記す）は、『御手印縁起』の註釈書である。

周知の通り『御手印縁起』は、弘法大師空海（七七四―八三五）が遺したとされる五つの遺告類の一つであり、

- (1) 弘仁七年（八一六）七月八日付太政官符、
 - (2) 同年七月二十八日付紀伊国符、
 - (3) 高野山四至注文、
 - (4) 高野山絵図、
 - (5) 承和元年（八三四）九月十五日付大師御記文、
 - (6) 承和三年（八三六）七月二十三日付紀伊国判、
- の六種類の文書・絵図を一括したものである。(1) 太政官符および(5) 大師御記文に四箇所ずつ、弘法大師の手印と言われるものが捺されていることから『御手印縁起』と呼ばれる¹⁾。
- すでに多くの先行研究によって、この『御手印縁起』をはじめとする遺告類は、空海の時代には遡り得ないことが指

摘されている²。しかしながら『御手印縁起』は、その内容が高野山の領地に関するものであることから、平安末期以来、大きな役割を果たしてきたことも事実である。

そのような『御手印縁起』について、長谷宝秀篇『弘法大師全集』では、

編者又曰く、高野山御影堂宝庫所蔵の御手印縁起類、凡そ十軸有り（二十五箇條御遺告は此の中に入れず）。伝来明らかならず、真偽分かち難し。然るに天保五年甲午の秋、風土記再訂の時、南山慈光院体仁、親しく彼の十軸を檢じ、遂に御手印縁起御遺告并寄進状類集記一卷、并に御手印縁起并御遺告真偽弁一卷を著して、以って真偽を分かち、兼ねて伝来を明らかならしむ。³

と述べ、天保五年（一八三四）の段階で高野山御影堂の中に「御手印縁起」または「御遺告」と呼ばれる写本が十本有ったことを紹介している⁴。

ここで触れられている慈光院体仁の『御手印縁起御遺告写并寄進状類集記』（以下、『集記』）および『御手印縁起并御遺告真偽弁』（以下、『真偽弁』）では、御影堂に有った桐箱入りの十本の内、「御手印巻」すなわち今の『御手印縁起』が第一箱本であり、第二箱本と第三箱本はその写本であったと伝える⁵。また、その第二箱本と第三箱本には、後醍醐天皇（一二八八―一三三九）による「建武二年（一三三五）十二月二日」付の奥書があり、さらには手形が二ヶ所に捺されていた、とも伝えられている⁶。いずれにしても、このように多くの写本が箱入りで丁重に保管されていることから、『御手印縁起』が重要視されていたことがうかがえよう。

次に『御手印縁起』の註釈書であるが、森田龍僊師は「御手印縁起の口決註釈は私に見聞するところ左の七種である」と述べ、

- ① 御手印縁起聞書（一卷）
三蔵院覚和（一一三二―）
- ② 御手印縁起聞書（二巻）
大楽院信堅（一二五九―一三二二）
- ③ 御手印縁起聞書（二巻）
宝性院宥快（一三四五―一四一六）
- ④ 御手印縁起略解（二巻）
金剛三昧院快弁（一六九七―一七八〇）

⑤ 御手印縁起十軸真偽之弁（一卷） 龍光院寛伝（一六七六—一七三〇）
⑥ 御手印縁起并御遺告真偽弁（一卷） 慈光院体仁（？—一八三五）
⑦ 御手印縁起聞書（一卷） 正智院道猷（一七九六—一八五三）

の七本を紹介している⁷。今回紹介する金剛三昧院快弁の『略解』は、『御手印縁起』の註釈書である。森田龍僊師は先に挙げた先行研究の中で、この『略解』について、「これは明和年間における同師の記なるも、未だこれを見ず」と述べられており、本書が存在することは知っているものの、実見はしておられない様である。また、水原堯栄師の「御遺告并御手印縁起に就て」では、遺告類ならびに『御手印縁起』の註釈書の著者名を挙げる中、快弁の名を記されていない。断定はできないが水原師も『略解』については未見であったと考えられる。

2. 『略解』と快弁

今回紹介する快弁の『略解』は先述の通り『御手印縁起』の註釈書である。今回調査した諸写本ではいずれもその奥書に、

明和四年丁亥五月日金剛峯寺快弁書于金剛三昧院長老坊

とあり、明和四年（一七六七）五月に快弁が金剛三昧院で著述したものであることがうかがえる。

ところで、体仁の『真偽弁』には、この『略解』について次のように述べられている。

快弁の所積は此の本（※第二箱本。引用者付）か。又は第三か。有人は第三の本を積すと云う。二三の間決し難し。而れども天皇の宸翰は此の本なるが故に此の本を積するか¹⁰。

すなわち、すでに確認したように、高野山御影堂内の『御手印縁起』は、「御手印巻」と呼ばれる第一箱本と、その写本である第二箱本と第三箱本の三本が確認されている。それらの内、今の『略解』が第二箱本・第三箱本のいずれを註釈したのかは不明である、と『真偽弁』では述べているのである。

このような指摘がなされる理由には、この『略解』が『御手印縁起』（6）承和三年（八三六）七月二十三日付紀伊国判の引用に続けて後醍醐天皇の奥書を挙げ、註釈していることがある。

是より下、一本には無之。大楽院信堅聞書、宝性院宥快聞書、共に此奥書なき本によると見へたり。（中略）此奥書はかりにて見る時は、今の縁起の御手印は後醍醐帝のおさせたまふ御朱印と見ゆ。（中略）但し肩に後醍醐帝宸筆と書たるは、後人の私に書添えたるなり。されは建武以前に写したる写本には此の奥書有へからず。宥快などの聞書は、此の奥書なき写本に就て料簡したると見ゆ。

『略解』では、後醍醐天皇の奥書や手印は、当然のことながら建武以前の写本には見られず、信堅の『聞書』はもとより、宥快もその奥書の無い写本を註釈したのであるう、と述べている。その限りにおいて、この『略解』の註釈は、それ以前の『御手印縁起』註釈書とは異なる内容を有した註釈書であると言えよう。

なお、『略解』は、その本文中で「彼聞書等の要を撮て」と述べていることから明らかなように、「古鈔云」¹¹として宥快『聞書』の説¹²を引用している。その限りにおいて、『略解』は基本的には前来の説を踏襲していると言えるが、『御手印縁起』の全文を載せているという点で、一部の語句や事物の注釈を主とする『聞書』の形式とは異なった、より利便性の高い註釈書となっている。

『略解』の特徴としてはこのほかにも、三巻本『芳野拾遺物語』¹³の「廿九、高野山御幸の事」を引用している点が挙げられる。この三巻本『芳野拾遺物語』では、後醍醐天皇が高野山に御幸の折、金剛三昧院に留まり、『御手印縁起』を覧し、奥書と御手印を付した、という逸話を紹介している。この逸話を『略解』で採用している点は、快弁が金剛三昧院の院主であるという関連からも興味深い。もつとも、この後醍醐天皇の高野山御幸の逸話を引くことについては、後に体仁の『真偽弁』で批判される¹⁴こととなったが、『略解』から遡ること十五年前の宝暦二年（一七五二）八月に刊行された明石泰円『野山名霊集』¹⁵に同じくこの三巻本の逸話が引用されていることから、快弁当時は流布していたものと考えられる。

さらに、この『略解』は、江戸時代の『御手印縁起』の受用という高野山史の史料として意義を有するものとも言え

る。先述の水原師の論考で、

その真偽を論ずるに、高野春秋の記すところ貞享三四年の公判記、元禄三年の聖断記、享保六七年度の裁判記など、学侶、行人の諍論。方や春潮房懐英、片や寶月房雲堂の斯書中心にして、江戸幕府評定所に於ける甲論乙駁智峰恵劍の鎬を銷ぶる論難を、紙背に徹して透察せば蓋し思い半ばに過ぎるものがある。

斯書中心としての学行両派が真偽論諍の騒動は、蓋し天保初頭を以て最上とするの観がある¹⁶。

と指摘されているように、『御手印縁起』は、江戸時代においては学侶・行人それぞれの正統性を根拠付けるものとして重要視されていたようである。もつとも、『略解』ではその末尾に「今有信の善男善女のために彼聞書（※信堅・宥快の聞書。引用者注）等の要を撮て国字を以略解する者也」とあるように、信堅や宥快の『聞書』の要点を、善男善女に示すために国字（かな）で記した、とも述べられており、一般人の読者を意識した著作であることがうかがえる。こういったことから、この『略解』は、江戸後期に『御手印縁起』がどのように理解され、受用されていたのかを探る上で、貴重な資料と言えよう。

いづれにせよ、『略解』にはその内容はもとより受容や利用方法など、様々な検討課題がある。これら一つ一つは今後の課題としておくこととし、今は最後に、『略解』の著者である快弁（一六九七—一七八〇）について触れておきたい。

快弁は、第四十一世金剛三昧院長老にして、第三百十二世高野山檢校を務めた高僧である。また、高野山上での学道に関して、宝性院学派（宝門）の論義書である『宗義決択集』（明和八年（一七七七）版）の編集・改版を行ない、再版したことで知られている。

しかしながら快弁の伝記は少なく、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻第一「慈光院析負記」、同巻第五「金剛三昧院住持次第」、同巻第八「浄菩提院代代先師名簿」、ならびに『紀伊統風土記』「山主次第」に見られるのみである。近代以降改めて快弁の業績についてまとめた研究は見当たらず、その他の業績については不詳である。そこでこれらの資料等に基づいて、快弁の略歴を示すと、次のようになる。

元禄十年（一六九七）

讃岐国高松に生まれる。俗姓は山口氏。母方は沢氏。

- 宝永三年 (二七〇六) 十歳。両親を亡くす。
- 同 四年 (二七〇七) 十一歳。鵜足郡栗熊成満寺で得度。同年、師匠の快本が伊予国宇摩川之江の宅善寺の住持になるに随う。
- 享保二年 (二七一七) 夏 二十一歳。高野山に登り、金剛三昧院に入る。
- 享保十九年 (二七三四) 三十八歳。定観房宥智の遺命により、慈光院住持となる。
- 元文三年 (二七三八) 四十二歳。学円房如輪の遺命により、浄菩提院住持となる。
- 延享元年 (二七四四) 四十八歳。真海房聚勝の遺命により、金剛三昧院住持となる。
- 延享二年 (二七四五) 四十九歳。集義に選出される。同年冬、江戸の在藩所に赴く。
- 延享三年 (二七四六) 五十歳。江戸から帰山する。
- 宝暦四年 (二七五四) 五十八歳。碩学に推挙される。
- 宝暦九年 (二七五九) 六十三歳。宝性院弘範法印を大阿として具支灌頂を受ける。
- 明和四年 (二七六七) 七十一歳。『略解』を著す。
- 明和八年 (二七七一) 七十五歳。『宗義決択集』(明和版)の凡例を記し、刊行する。
- 明和九年 (二七七二) 二月 七十二(十一?)月 高野山第三百十二(三百二十)世検校に補任される。
- 六月 七十六歳。恭礼門院(一七四三—一七九五。一条兼香の娘。桃園天皇の女御、後桃園天皇の母)の薙髪を奉納。追善法要の導師を務める。
- 六月 閑院宮直仁親王(一七〇四—一七五三。摩尼浄院)の遺物を奉納する法要の唱導師を務める。
- 安永元年 (二七七二) 十二月 伏見宮貞行親王(一七六〇—一七七二)の遺物奉納の仏事で導師を務める。
- 安永二年 (二七七三) 六月七日 七十七歳。天野社の輪橋修繕の落成法要で導師を務める。
- 同月十二日 惇信院十三回忌大曼荼羅供で導師を務める。

安永三年（一七七四）	同月十四日	不空三蔵一千年御遠忌法会で唱導師を務める。
同月十四日	四月十四日	七十八歳。智泉大徳九百五十年遠忌を東南院にて勤修する。
同月二十日	同月二十日	桜町院二十五回遠忌の導師を務める。
七月	七月	桃園院十三回遠忌の導師を務める。
八月	八月	実恵大徳に対して「道興大師」の諡号、勅書を東寺に賜る。
十二月（十一？）月	十二月（十一？）月	検校職を辞す。
安永五年（一七七六）	七月	八十歳。慈光院真勝の委嘱により、再び慈光院を兼務する。
九月	九月	慈光院を鳳存房唯仁に付嘱する。
安永九年（一七八〇）	十月二十九日	八十四歳。金剛三昧院にて遷化。

最期に、快弁の著作について『国書総目録』を見ると、

- 『弘法大師誕生会式』（一軸）、
- 『金剛峯寺青巖寺檢校帳』（二卷二冊）、
- 『悉曇論義謂立会釈』（一冊）、
- 『持明院伝授日記』（一帖）、
- 『十住心論義林鈔』（二卷）、
- 『大師誕生会祭文』（一軸）、
- 『平座曼荼羅供私記 中院』（一冊）、
- 『篇聚戒要覽』（一冊）、
- 『菩提心論教相記蒙引助解』（一冊）

といった著作が挙げられている。ただし、今回紹介する『略解』は記載されておらず、この他にも著作が存する可能性は高い。

3. 『略解』諸本の書誌情報

高野山大学図書館には、『略解』の写本が四本、所蔵されている。それらの書誌情報は以下の通り。

(一)、金剛三昧院寄託『御手印縁起略解』一冊(明和四年〔一七六七〕) 普一〇二コ一金五

〔外題〕御手印縁起略解 *表紙右下「金剛三昧院快辨」の墨書あり(本文と別筆)。表紙見返し中央

「高野山大学図書館」の朱方印あり。

〔内題〕御手印縁起略解

〔奥書〕明和四年丁亥五月日金剛峯寺快弁書于金剛三昧院長老坊

〔墨点〕仮名、返点、句点、合点、音合符、訓合符、傍注、校合注、声点。

〔朱点〕仮名、訓合符、校合注。

〔装丁等〕袋綴装(仮綴)、寸法 縦二十八・一糎×横二十・三糎、紙料 楮紙、界線なし、半丁八行、墨付き
二〇丁、表紙とも 二二丁 共紙表紙。

(二)、増福院文庫『御手印縁起略解』一冊(文政十一年〔一八二八〕写) 三十三―二十六―一

〔外題〕御手印縁起略解 長老坊快辨記 *表紙右下に「善」墨書あり

〔内題〕御手印縁起略解

〔奥書〕明和四年丁亥五月日金剛峯寺快弁書于金剛三昧院長老
「二二丁裏

(別筆) 文政十一年戊子五月与信堅宥快聞書同令備筆且再三

訂合遺後生披覽者倚頼一遍光明真言者也 輝潭〈善〉識 背表紙裏

〔墨点〕仮名、返点、合点、音合符、訓合符、傍注、校合注。

〔装丁等〕 袋綴装（仮綴）、寸法 縦二四・二糎 × 横一七・二糎、紙料 楮紙、界線なし、半丁八行、墨付き二十一丁、表紙とも二十三丁、二〇丁表に押紙。

(三)、三宝院寄託『御手印縁起略解 快辨法印記』一冊（天保十二年（一八四一）写） 一―四四―一

〔外題〕 御手印縁起略解 快辨法印記 *表紙右下「三寶院」墨書あり。表紙見返し中央「高野山大学

図書館」の朱方印あり。

〔内題〕 御手印縁起略解 *内題右下に「高野山西禅院之印璽」の重廓朱方印あり。

〔奥書〕 明和四年丁亥五月日金剛峯寺快弁書于金剛三昧院

長老坊

于寛政十二^庚八月增長院之本写得焉

明王院為藏本 現住秀雄六十四歳

天保十二年辛丑夏六月明王院以藏本写畢

平等院現住増明

〔墨点〕 仮名、返点、句点、訓合符、傍注、校合注。

〔装丁等〕 袋綴装（仮綴）、一冊、寸法 縦二二・七糎 × 横一六・二糎、紙料 楮紙、界線なし、半丁八行、墨

付き二十二丁、表紙とも二十四丁。

(四)、光台院寄託『御手印縁起略解 全』一冊（明治三十七年〔一九〇四〕写） 一―五五シ―光三

〔外題〕 御手印縁起略解 全

〔共紙表紙外題〕 御手印縁起略解

〔内題〕 御手印縁起略解 *右下に「密門蔵書」の重廓朱方印二つあり。

〔奥書〕 明和四年丁亥五月日金剛峰寺快弁書于金剛三昧院長老坊

明治三十七五月上旬日 壽門主宥範前官の命を稟けて

光台院寮舎に於て密乘末資賢道謹写畢

〔墨点〕 仮名、返点、句点、頭注、音合符、訓合符、校合注、傍注。

〔朱点〕 仮名、傍注、校合注、声点。

〔装丁等〕 袋綴装（四ツ目綴）、題簽あり、寸法 縦二七・四糎 × 横一九・八糎、紙料 楮紙、界線なし、半丁八行、本文 二十一丁、表紙とも二十五丁、表紙（紺色）紗綾形模様。

4. 『略解』 諸本の関係

本稿では、先に触れた高野山大学所蔵の四本の『略解』の内、金剛三昧院本を翻刻紹介する。

と言うのも、①金剛三昧院本『略解』の表紙右下に記されている「金剛三昧院快辨」の墨書が、快弁自筆の署名と推定されること、②四本の『略解』を対校した結果、金剛三昧院本の『略解』が他の三本の「祖本」であると考えられることの二点が明らかになったためである。

金剛三昧院本（一）では、外題・本文の筆跡と、返り点や送り仮名の筆跡とが明かに別人の筆跡となっている。さらに、返り点・送り仮名の筆跡を表紙右下の署名「金剛三昧院快辨」の筆跡と比較すると、同一人物の筆跡であると考えられる。この金剛三昧院本（一）表紙右下の署名の筆跡は、寛保二年（一七四二）十月七日の奥書を有する快弁自筆の『追薦問講表白』¹⁷と筆跡が同じである。したがって、金剛三昧院本の『略解』は、別人に清書させたものに、快弁自身を送り仮名や返り点を加えて校訂した『略解』の原本と考えてよいであろう。

次に、四本の『略解』の書写関係を検討した結果、金剛三昧院本（一）と光台院本（四）、増福院本（二）と三宝院本（三）は、それぞれ同系統の写本であると考えられる。

金剛三昧院本(一)では、二丁表に貼付された押紙に「案文伊藤長胤の乗燭譚第五案款ノ下可併見」と記されているが、光台院本(四)では二丁表の文末に同文を写している¹⁸。一方、増福院本(二)と三宝院本(三)は、ともにこの押紙の文を記しておらず、両グループでは写本の系統を異にすることがうかがえる。

また、金剛三昧院本(一)と光台院本(四)では、『御手印縁起』の「東西龍臥有²東流水²」¹⁹とある箇所を、東西龍臥有。東流水とは潤道西より東通したるが龍の臥せるに似ると也²⁰。

と註釈しているのに対し、増福院本(二)・三宝院本(三)ではともに、単に「東西龍臥せるに似ると也。」²¹と註釈している。これは、「東西龍臥」と「龍の臥せるに……」とある「龍臥」の重出による目移りで、中間の「有。東流水」とは潤道西より東通したるが龍の臥」が脱落したものと考えられる。

それにも関わらず、増福院本(二)と三宝院本(三)がそのまま転写していることから、金剛三昧院本(一)の系統を参照していないことがわかる。と同時に、増福院本(二)と三宝院本(三)とは、「祖本」を同じくする同系統の写本であることが推察できよう。

ところで、三宝院本(三)には、その奥書に「于寛政十二庚申八月増長院之本写得焉明王院為蔵本」とあり、増長院の所蔵する『略解』(以下、増長院本。書写年不明。未見)を、寛政十二年(一八〇〇)に書写した第二転写本であることがわかる。したがって、前述の脱落は増長院本の段階で生じた脱落であると考えられる。

また、増福院本(二)と三宝院本(三)には、金剛三昧院本(一)・光台院本(四)と異なる区切りで割注を付している箇所がある。

◎増福院本(二)・三宝院本(三)

〔^{前注}當時も僧の官位昇進時は口宣の正文をは惣在^江下し口宣の案文をは任官の僧^江賜ふよし有快抄に見へたり。今彼案文の……²²〕

◎金剛三昧院本(一)・光台院本(四)

〔^{前注}當時も僧の官位昇進の時は口宣の正文をは惣在^江下し口宣の案文をば任官の僧へ賜ふよし有快抄に見へたり。今彼案文の……²³〕

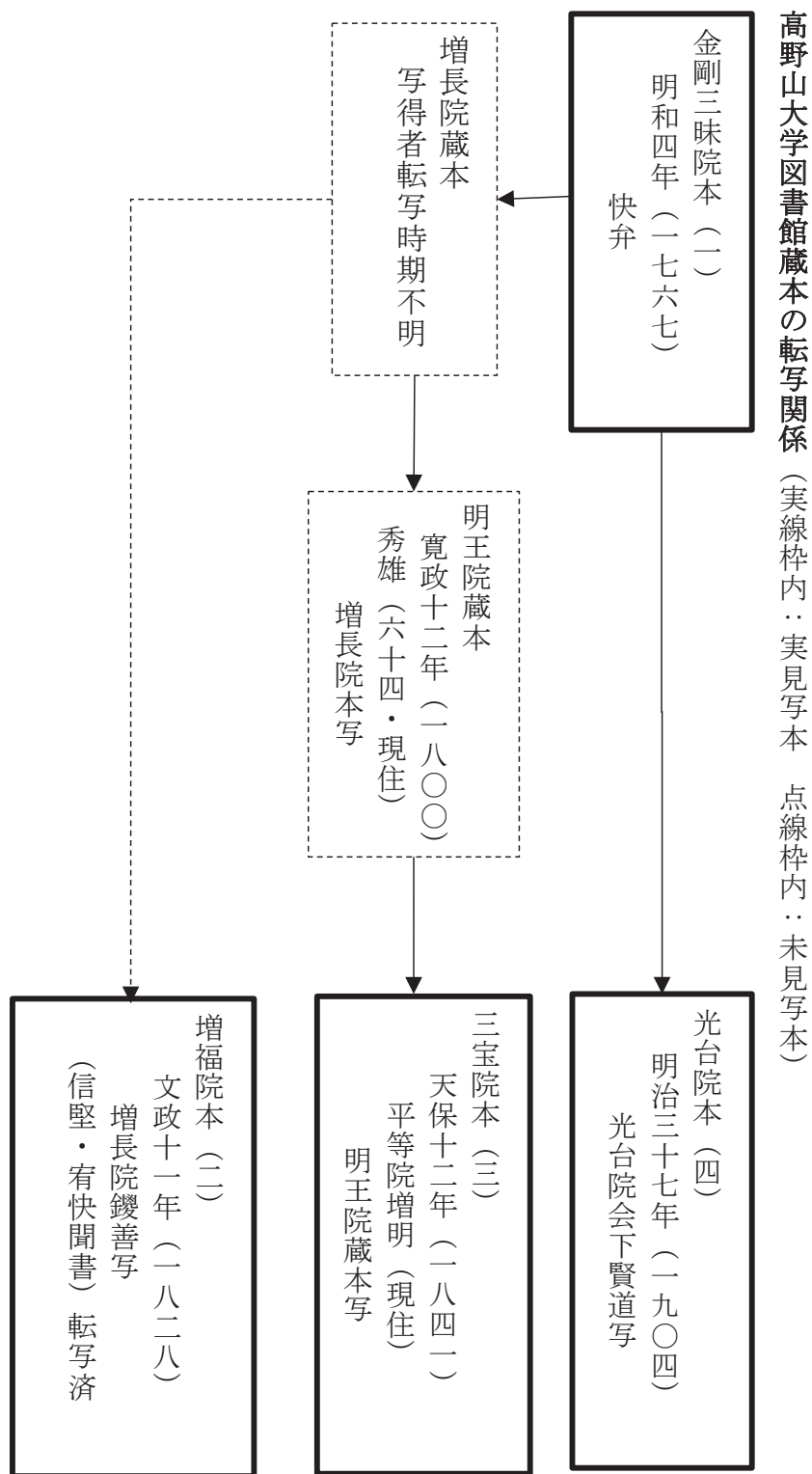
ここで注目したいのは、割注末尾の「見へたり」である。増福院本(二)と三宝院本(三)ではともに、この「見へたり」を割注ではなく平文として書写している。一方、金剛三昧院本(二)と光台院本(四)では、これを割注として記載する。文意からすれば、この箇所は割注の「宥快抄に」に続く文章と思われることから、金剛三昧院本(一)・光台院本(四)の方が、本来の形であると言えよう。

とすれば、増福院本(二)も、三宝院本(三)と同様、増長院本を転写した可能性が考えられる。ただし、増福院本(二)は、その奥書を見る限り増長院本の転写とは断定できない。しかしながら増福院本(二)の校合者である鏝善は、増長院の院主であった人物でもある²⁴。また、増福院本(二)の奥書に「文政十一年戊子五月与信堅宥快聞書同令備筆」とある信堅と宥快の「聞書」は、そのどちらもが同じく現在の増福院文庫に所蔵されている。さらにその増福院文庫蔵の信堅『御手印縁起聞書』²⁵の奥書には、

文政第十龍旅丁亥八月中浣令門生鏝善後自手交合功畢 野峯定額沙門臨鮑場イ善識

とあり、文政十年(一八二七)八月に鏝善が増長院の院主²⁶として門弟に書写させたものであることがうかがえる。したがって、すでに確認したように、鏝善が書写した増福院本(二)が、金剛三昧院本(一)系統を参照していない以上、増長院本『略解』を転写させたと考えるのが妥当であろう。つまり、増福院本(二)および三宝院本(三)は、金剛三昧院本(一)からみて、増長院本をはさんだ第二転写本・第三転写本であると考えられる。

以上のことから、『略解』は、金剛三昧院本(一)を快弁の原本とし、増長院本(第一転写本)を転写した増福院本(二)・三宝院本(三)のグループと、金剛三昧院本(一)を直接転写した光台院本(四)²⁷などに派生したと考える²⁸。今回確認した諸本の関係を図示すれば、以下の通り。



付記

本稿を脱稿の後、高野山大学図書館蔵・西禅院寄託の明治二年（一八六九）写『略解』があることが判明した。よつて、マイクロフィルムを確認したところ、その奥書から三宝院本（三）の転写本であった。

また、今回は、『略解』の書誌的考察を主に、内容に関する詳細な検討を行わなかった。抑も、『略解』が踏襲したとする信堅、宥快『聞書』は、部分的に引用されるものの未だ全文の翻刻はされていない。

高木神元師が『統真言宗全書会報』三七で、「これら（覚和、信堅、宥快）の聞書をすべて本巻（『統真』二六）に収録しえなかったのは、きわめて遺憾であった。」とされるように、『御手印縁起』の注釈書が高野山史上重要であることは言うまでもないが、これらを視野に入れながら、『略解』の内容を検討することを、今後の課題としたい。

（木下、土居）

¹ ただし、今回紹介する『略解』では、この手形を嵯峨天皇の御手印であるとしている。また懐英（二六四二―一七二七）は、『高野春秋編年輯録』承和三年七月二十七日条において、この手印を「天皇御手印及国判」とし仁明天皇のものとしている。

もつとも、鳥羽天皇崩御（一一五六）の後、美福門院が東寺長者・金剛峯寺座主寛遍（一一〇〇―一二六六）に命じて御影堂に収めた「弘法大師自筆の遺記」が、平治元年（一一五九）七月一日付「金剛峯寺官符等奉納状」（『統宝簡集』第二卷、『大日本古文書』家わけ一「高野山文書」二、一三二―一三五頁）に採録されているが、その中では、

金剛峯寺

奉納 官符絵図御記文等

一 高野絵図一帖

弘仁七年七月八日大（太？）政官符一通

弘仁七季七月廿八日国判

承和元季十一月十五日大師御遺告文一通

延暦十九年九月十六日宣命文一通

高野絵図一幅〈国印七箇所〉
承和三年七月廿七日国判〈国印一所〉

已上、件文等被書具絵図、

一山絵図一帖

弘仁七季七月八日大政官符一通〈在大師御手印四箇印、国印三箇所〉

弘仁七年七月廿八日国判

当山四至注文三通

山絵図一幅〈在国判八箇所〉

承和元季九月十五日大師御記文一通〈在大師御位署（署？）御名并、御手印四箇所在之〉

承和三季七月廿七日国判文一通〈国印六箇所、裏楨尾僧都判被加之〉

一高野住山料御遺記文一通

承和二年三月十五日御遺告一通〈在大師御名、相副国判〉（以下略）

とあるように、山絵図等に捺された手形は、「大師御手印」とされている。この点を踏まえて、懐英の『高野春秋』での見解を疑問視する意見も出されている（和多秀乘・田寺俊慶「遺告・遺戒類」解説、『定本弘法大師全集』第七巻、四八四―四八五頁）。なお、この平治元年（一一五九）七月一日付「金剛峯寺官符等奉納状」は、『御手印縁起』の記録上の初出とされる。

²『御手印縁起』の成立年代については、①平治元年（一一五九）頃、②寛弘元年（一一〇四）かその直前、寛治二年（一一〇八）の三説が論じられてきた。これらはそれぞれ、

①江頭恒治『高野山領荘園の研究』、一八一―三九頁、有斐閣、一九三九年（初出、一九三一年）。

②赤松俊秀「高野山御手印縁起について」、一四二―一五七頁、和多秀乘・高木諺元編『弘法大師と真言宗』、吉川弘文館、一九八四年（初出、一九五九年）。

③小山靖憲「高野山御手印縁起の成立」、五五―七六頁、安藤精一先生退官記念会編『和歌山地方史の研究』、同記念会、一九八七年。

において論じられている。これらの先行研究を踏まえ、④武内孝善先生の「御手印縁起の成立年代について」（六一―一〇九頁、『密教学研究』第二七号、一九九五年）では、寛弘元年（一一〇四）九月二十五日付太政官符、寛弘四年（一一〇七）十月十一日付金剛峯寺解状案、同五年（一一〇八）十月二十七日付金剛峯寺帖案などの検討から、『御手印縁起』は、寛弘元年の「石垣荘と阿帝河荘をめぐる紛争に際して作成された」と指摘されている。

³『遺告諸弟子等』解説、八三三頁、『弘全』二、密教文化研究所、一九六五年。

⁴ なお、森田龍徳師は「御遺告及び御手印縁起の研究」(上編)の中で、

私に御影堂宝庫安置(現在は霊宝館に蔵す)の御遺告部類を拜見するに合計十四本あるが、このなか三本は二十五ヶ條御遺告(以下道猷の命名に准じて便宜これを大遺告と称す)の種類であり、十一本は御手印縁起の種類である。

と述べ、昭和十五年(一九四〇)時点では、十一本の「御手印縁起」と「御遺告」が高野山霊宝館に有ったことを報告している。この十一本目については、「弘化三年(一八四六)十月」の「遺告諸弟子等」の写本であると指摘されている(森田龍徳「御遺告及び御手印縁起の研究」(上編)、十三頁、『密教研究』第七五号、一九四〇年)。

⁵ 『集記』、『弘全』二、八三二―八三四頁、『真偽弁』、『弘全』二、八四五―八四七頁。

⁶ 同右、八三三頁、同右、八五二―八五五頁。

⁷ 森田龍徳「御遺告及び御手印縁起の研究」(下編)、七一―七四頁、『密教研究』第七六号、一九四一年。

⁸ 同右、七三頁。

⁹ 水原堯栄「御遺告并御手印縁起に就いて」、七六―一二五頁、『密教研究』第七七号、一九四二年。この論考の中で水原師は、

斯書の内容につきても註釈書に於て、実運―尚祚―信堅―頼瑜―覚和―宥快―快全―祐宣―長海―快尊―契沖―浄印―恵光―賢光―英寂―長弁―覚道―鑊善―得仁―体仁・学与―道猷・憲道―剛寶などあれど、尚祚・頼瑜・宥快の註釈書等の説以外にいでず、伝統的相承説に染執せるもののほかは孫引き的に文字の羅列にとどまれる恨みあり。

と述べられており、註釈書類の作者の中に快弁の名が記されていない。この水原師の論考自体、本文中で「この未定稿を催促急なるまゝに差し出すこと、せり」と述べられているように未定稿であることから、断定はできないものの、未見であったと考える。

¹⁰ 『真偽弁』、『弘全』二、八五三頁。

¹¹ 『略解』十一丁表六行目。十八丁表八行目。

¹² 高野山大学図書館蔵 増福院寄託『御手印縁起聞書』(三三―三三二)に、「伊弉諾伊弉册尊の御子^{ニテ} 御^ニ 故^ニ 二親ノ御讓ノ分ヲ大師^ニ 付属^シ下^リカ故^ニ 至^ニ 南海^ニ也。誉田ノ天皇ノ定^テ玉^ヲハ人王十六代ノ時也。此時熊野権現異国^{ヨリ} 我朝^ニ 来臨^シ下^リ。……」四丁裏、七行目。「是^ハ 大師御入定已後ノ年号也。仍大師御入定ノ後、御弟子ノ中^ニ 又重^テ 国判^ヲ申^サル、坎。」三丁裏、一―三行目。とあるによる。

¹³ 『芳野拾遺物語』には、『群書類従』第二七輯(五一―四頁―五四八頁)『芳野拾遺』二巻本の系統と、これに二十九話を増補した貞享四年(一八六八)刊の三巻本があり、『略解』引用の「高野山御幸の事」は三巻本に収められている。

又、三巻本は、国史研究会編『国史叢書―安見太平記 芳野拾遺物語 櫻木物語 三人法師細々要記 底倉之記―』、五二頁―一四三頁、国史研究会、一九一六年。所収、該当部は、一四〇頁―一四一頁。『同書』二頁の解題によれば、二巻本を善本とし、三巻本を流布本とする。さらに、「固より一の小説なれば、事実には、深く論ずる迄もなく、取捨は読者の活眼に任ずるものなり。」と評するように歴史的事実とは、異なるものである。

¹⁴ 『真偽弁』(『弘全』二、八五三頁―八五四頁)には、「又略解ニ快弁引^テ四卷ノ吉野拾遺^ヲ云……今被^ニ閱スル^ニ」

大日本史^{二八} 六十 後醍醐帝吉野ノ行幸^ハ建武三年十二月二十二日也。……略解所引ノ拾遺并ニ春秋ノ説共ニ不審也」とあり、さらに詳しくは、森田前掲論文「ほ、後醍醐帝と御手印縁起」(三七頁―四四頁)を参照のこと。又、この批判の主たる原因は、体仁が塙保己一をはじめとした考証主義的な歴史研究成果に依りえたということが、多分にあるだろう。

そうした意味で、久保田取「高野山における歴史研究」(二二頁―四二頁、『密教文化』第三六・三七合併号、一九五六年。)で指摘する様に、近世高野山の歴史研究における天保頃の史料研究の発達を垣間見ることができるといえる。

¹⁵ 日野西真定『野山名霊集』巻三「御幸の事」(二五八頁―二五九頁、名著出版、一九七九年。)に「後醍醐天皇ハ建武二年十二月に吉野の内裏より竊に御幸ならせ玉ひ、御廟堂御供養の後、金剛三昧院に入御有て、……吉野拾遺に云、後醍醐天皇吉野の内裏をしのひ出させ玉ひて、……一軸三跡の巻物となさる^下、……」とあるように『吉野拾遺』を引いている。

¹⁶ 水原前掲論文(註9)、七七―七八頁。

¹⁷ 金剛三昧院寄託・高野山大学図書館所蔵。普九四―ツ金―二六。

¹⁸ 光台院本の二丁表(二行目から)には、

大政官符紀伊国司 案文 内印十七所

此より下の弘仁七年七月八日といふに至るまでは初に大政官

符の文を出す也是すなはち大師表文を捧て山地

を請求らるゝに 勅許ありける故大政官より紀伊

国司の方へ此符文を下し給ふなり傍に案文と有は

大政官の官符のしたかきのことなり此案文を直に大師

の許へ下さるゝなり 案文伊藤長胤の秉燭譚第五案款の下可併見

とあり、金剛三昧院本の押紙が本文に入れられている。

¹⁹ 『御手印縁起』、『定弘全』七、三三八頁。

²⁰ 金剛三昧院本(一)、十三丁裏六・七行目\光台院本(四)、十三丁裏四・五行目。

²¹ 増福院本(二)、十五丁裏三行目\三寶院本(四) 十六丁裏三行目。

²² 増福院本(二) 二丁裏一行目―三行目\三寶院本(三) 二丁裏一行目―三行目。但し「江」を「へ」に作る。

²³ 金剛三昧院本(一) 二丁表七行目―八行目\光台院本(四) 二丁裏一行目―二行目。

²⁴ 『輝潭』(『解題』、『続真』四二、二八五頁)の項を以下に引用しておく。

輝潭 江戸後期

江戸後期の高野山の僧。諱は鑊善、輝潭は字号。三車四車諸家異説には、「西播沙門輝潭記」とあり、生国は播磨と考えられる。伝歴は詳らかではないが、高野山増長院の院主であり日光院を兼任する。又神道にも精通しており、伊勢神道萩原流であったことが神道見聞録からうかがえ、神道伝授を行った。文化十四年東播磨、文政二年には河内方面で神道を講じる。著書に右記の書の他に、本書全取載の現図曼荼羅略要二巻、外に華嚴教主、華嚴五教章玄談、金剛鐺論玄談、十不二門指要鈔玄談、四明十義書玄潭、神道伝授記天台円宗相承法門図記、法華経入疏玄談、法華教主、法華玄義懸談、法華日記、法華本門私秘録、法華本門私要鈔、吉田神社考等多数が存する。(大山公淳著作集第六巻、国書総目録、各著書奥書)

²⁵ 大学図書館蔵 増福院寄託 『御手印縁起聞書』(三三―三四―一) 参照のこと。

²⁶ 臨鮑場とは増長院の堂宇のことと考えられる。詳しくは『紀伊統風土記 高野山之部』巻四(『統真』三七、四七七頁―四七九頁)の「増長院」の項を参照のこと。

²⁷ ただし、光台院本(四)には、原本と推定される金剛三昧院本(二)や別系統の増福院本(二)にもある文字が脱落している。金剛三昧院本(一)三丁表四行目や増福院本(二)三丁表七行目に「天下に十人の名匠」とあるところを、光台院本(四)三丁表六行目では「天下に名匠」と記し、「十人」が脱落している。

²⁸ 今回は、高野山大学図書館所蔵の『略解』諸本の中でのみ、その関係を考察したが、さらに金剛三昧院本(一)の転写本について調査・検討することが必要である。今回翻刻する金剛三昧院本(一)が、快弁の校合本であるかどうか、より確実な判断をするためには、さらなる研究が必要であることは言を俟たない。

【資料紹介】

高野山大学図書館所蔵・金剛三昧院寄託 『御手印縁起略解』

〈凡例〉

- 一、改行等は原本通りとした。
- 二、異体字は、原則として常用漢字に改めた。ただし「金剛峯寺」など固有名詞に関する異体字は原本通りとした。また、表示できない文字は「■」で表示し、注記で形を示した。
- 三、割注は、〈 〉で表記した。割注の改行箇所には「\」を挿入し、これを示した。
- 四、句読点は原本通りとした。

（表紙）

金剛三昧院快弁

御手印縁起略解

御手印縁起略解

凡此一軸は弘法大師高野山金剛峯寺を草創し

たまふ縁起をしるせる文なり。大師手つから此縁起

を書たまひ永く後世に遺し 聖朝の恩徳を不

朽に伝えむために 朝廷に奏聞して

天皇の御手印を申請たまふものなりされは 御手を

朱に染たまひ御手形を捺させたまふ高野の縁起なれば

御手印縁起といひ伝えたるなり。しかる此外に又是に類せる

文二本有一本は初に遺告真然大徳等とあり是は承

和二年三月十五日の遺告なり一ノ本は初に官符を出し

次に遺告住山弟子等とあり此二本は共に遺告なり

是又大師の親書なり但 御手印はなししかれば惣

して三本有今は御手印縁起の本に就て解す

此一巻の内五段有初に大政官符を出し（^{國符ノ下}次に国符を

出し（^{吾上登目ノ下}次に山地の四至を明し次に図画をもて境内

を示し（^{後ノ下}後に山の形勝を叙て住居の本懐を顕すなり

大政官符紀伊国司 案文 内印十七所

此より下の弘仁七年七月八日といふに至るまでは初に

大政官符の文を出す也是すなはち大師表文を捧て

山地を請求らるゝに 勅許ありける故大政官より紀伊

国司の方へ此符文を下し給ふなり傍に案文と有は

大政官の官符のしたかきのことなり此案文を直に大師

の許へ下さるゝなり（當時も僧の官位昇進の時は口宣の正文をは、惣在序へ下し口宣の案文をは任官の僧へ賜ふ

よし宥快、抄に見へたり）今彼案文のまゝを写したまふなりその下に内印

「二丁オ

十七所とあるは御手印の数をいふに非ず国判の数也

此卷の終に承和三年七月廿七日国判とあり是国司

の判なるへし。蓋大師入定の後弟子僧等国判を

申請らるゝならんと宥快記に云り。且内印十七所の筆

勢大師の真筆に異なりといえり

空地耆処在二伊都ノ郡以南深山ノ中ニ名テ曰ニ高野ト

四至四方高山

是は今請ところの山地を惣して標し挙るなり

「二丁ウ

此四至四方の事下の文にあり

※二丁オモテに押紙有り。【押紙】「案文伊藤長胤の乗燭譚第五案款ノ下可併見」（縦十五糎×横一・九糎）

右得ニル僧綱ノ牒ヲ僞イハ十禪師空海牒メ云ク

是は大師の表文を惣して標するなり。十禪師

とは天下に十人の明名匠を択ひ揚て禪師とす

今空海も其内の一人なる故に十禪師といふなり。

牒とは上表の文をいふ。性靈集〈高雄の、真濟撰〉第九卷に

載たり於ニ紀伊国伊都ノ郡高野ノ峯ニ被レ請コ乞入定ノ所ヲ

表と題する一篇なり

耆闍ノ峻嶺ニ能仁ノ之迹不レ絶へ孤岸ノ奇峯ニハ觀世ノ之

蹤相ニ続ク尋ニ其ノ所由ヲ地勢自爾リ

是より下の早答国恩者といふに至るまでは上表の

牒の文を出すなり但し今は要をとつて略して挙る

「三丁オ

「明」の右の「名」は
朱書き。

なり。表文には今挙る文の前後に幾許の文あり

具文^ニ云沙門空海^{マフス}言空海^ク聞^ク山高^{寸ハ}則雲雨潤^シ物^ヲ水積^{ル寸ハ}則

魚龍産化^ス是ノ故^ニ耆闍^ノ峻嶺^{ニハ}等と有。地勢自爾の下に

又有^リ台嶺^ノ五寺^{ニハ}禪客比^レ肩^ヲ天山^ノ一院^{ニハ}定侶連^{レヌ}袂^ヲ是^レ

三丁ウ

則^チ国^ノ之^レ宝民^ノ之^レ梁也^{ナリ}とあり。今の文ノ内耆闍とは梵語

なり具には耆闍崛山といふ翻訳して靈鷲山といふなり。

能仁とは梵語に釈迦といふを訳して能仁といふ。孤岸は補

陀洛山の事なり補陀洛此方には孤絶処といふ故に孤岸と

いふ。惣しての意のいはく釈迦如来靈鷲山にて説法し

たまひ観音大士補陀洛山に迹を垂たまふ皆^レ是名山

靈崛を所居とし給ふは誠に其地靈なれば人も傑な

るいはれなりとぞ

「 四丁オ

聖朝歴代ノ皇王留^{ニ玉ヘリ}心^ヲ仏法^ニ金利銀台櫛^{ノ如ニ}比^{ニヒ}朝野^{一ニ}

談義ノ龍象毎^ニ寺成^{レス}林^ヲ法^ノ之興隆於^レ是足^ク矣

是は我朝仏法伝りしより以来仏寺の興造。法の紹

隆^{トホ}乏^クしからざることを明す也。表文には伏^テ惟^{ミレハ}我^カ朝歴

代等と有推古天皇より後代々の帝王仏法に帰依

しますますとなり。金利の刹は塔をいふ。朝野は都鄙

といふと同し。櫛比は多く連なる譬なり。龍象とは

智徳勝れたる僧徒を龍象にたとふるなり。一段の意は

「 四丁ウ

我朝代々の帝仏法を信したまふゆへに金銀をちり

ばめて造り營せ給ふ宝塔仏殿都鄙^{イラカ}に甍^ヲを並べ

法義を談論する徳行の衆僧何れの寺にも林の如く

多ければ仏法の興隆足さる所なしとなり

但深峯^ニ乏^{ニシク}四禪ノ客^一窮巖^ニ希^{ニマレ}入定ノ賓^一實^ニ是^レ禪教

未^レ儔^{ツタハラ}住^ハ処^ハ不^{ニルカ}相^{ニセ}応^セ之^ノ所^ニ致^ス也
(伝(本文))

此一段は入定坐禪の行者希なることを明す。但とは

表文には但^タ恨^{ムラクハ}とあり。深峯は本文には高山深嶺と

いふ。窮巖も幽藪窮巖とあり。四禪とは色界の

四禪天の定を修するなり。謂く上にいふことく仏寺

都鄙に多く談義の僧侶みち／＼たれとも

深山巖窟に籠りて禪定を修習する輩少

き事は禪定の教法伝らす其人なき故に名山

靈窟も徒に聳^{ソビ}へたるばかりなるこそ恨なれと也

準^{ニスル}ニ禅經ノ說ニ件ノ地尤宜ニ修禪ニ今思^{ハク}上^ミハ奉^{ヲン}コ^ク為^{タメ} 国家ノ下^{モハ}

為^ニ諸ノ修行者ノ芟^カ刈^リタイ^ケテ 荒敷^ヲ建^ニ立^{セント} 修禪ノ一院^ヲ

此一段は正しく今入定所を乞請んとねかふ本意を

述るなり。禅經とは惣して禅定の修行を説たる

經をさして云。或説に云く是正しく大日經を指なり

彼經の具縁品に云行者悲念ノ心当^ニシ^メ為^メニ 扱^ニフ平地^ト 山林ノ

多^ニキ華菓^一 悦意ノ諸ノ清泉^ト 諸仏ノ所^ニ 称嘆^シ玉^ヲ 応^レ作^ニ 円

壇ノ事^ヲ又云智者蒙^ニリ師ノ印可^ヲ已^ラハ^ハ 依^下テ於^テ地分ノ所^ノ宜^キ処

妙仙^ト補峯半巖ノ間^ト種々龕窟両山ノ間^上ト^ニ於^テニ一切時^ニ得^ニ

安穩^ヲ此文によりて云と。件地とは高野山^を○指^テ云

「五丁ウ

「六丁オ

但し是も意を取て書たるなり。表の具ナル文ニ云今准ニスルニ禪

経ノ説ニ深山平地尤宜ニ修禪ニ空海少年ノ日好テ涉コ覧シキ

山水ヲ從ニリ吉野一南ニ行ク「一日更ニ向西ニ去ル」兩日程ニ有ニ平原ノ

幽地一名テ曰ニ高野ト計ルニ当ニリ紀伊ノ国伊都ノ郡ノ南ニ四面高

嶺人、蹤絶タス躔ミテ今思ハク上ハ奉コ為メ 国家ノ下ハ為ニメ諸ノ修行者ノ

芟リ刈ケ美ケ荒藪ヲ聊建ニ立セント修禪ノ一院ニ是等を略して

いふなり。国家とは惣して王土をさしていふ。下の文

に 国皇の福を饒にせんといふと意同し

経ノ中ニ有レリ誠山河地水ハ悉ク是レ国王ノ有也若比丘受コ

用スレハ他ノ不レル許サ物ヲ即チ犯ニ盗罪一者加「以法ノ之興廢悉ク繫ニリ

天心ニ若ハ大若ハ少不ニ敢テ自由一ナラ望ミ「請フ蒙レテ賜ニ」彼ノ地一ヲ早ク答ニシ

国恩^{テスリ}者

此一段の内先は今表を捧て山地を乞の由をいふ。

經中とは心地觀經曰於^ニ其ノ国界^ニ山河大地尽^{ニスマテ}大海

際^ヲ属^ス于国王^ニその外処々に此意有。比丘受用他

不許物犯盜罪とは凡一切の物領^リ知^スする主なき物^{ヌシ}は

取^リ用ゆれとも過なし有主の物をは乞受ずして受

用すれば偷盜戒を犯すになると諸律の戒經に説

けり。されは今すでに山河等は国王の領し給ふ処

なれば乞^ヒ請奉るとなり。加以とはその上法の興隆す

るも廢捨せらるゝも皆 天子の御心によること

なれば物の大小によらず自由に受用すべきに非さ

るか故に表を捧奉るとなり。望請といふ下正しく

山地を下し賜らんことを乞辞なり。是又今は略して

挙るなり表の具文には望^ミ請^フ蒙^レ賜^ニハル^{コト}ヲ彼ノ空地^ニ早^ク遂^ニ

小願^ヲ然^レハ則^チ四時^ニ勤念^メ以答^ニセン雨露ノ之施^ニ若^シ

天恩允許^セハ請^フ宣^コ付^シ玉^ヘ所司^ニ輕^シ塵^ニ震辰^ヲ伏^テ深^ク悚

越^ス沙門空海誠^ニ惶誠^ニ恐謹^テ言^ス弘仁七年六月十九日

沙門空海上表とあり

以上は上表の牒文を出し。是より下は官符の辞なり

右大臣宣奉 勅^ス依^ル請^ニ

是は右大臣 勅命を奉りて上表に任て山地を

下し賜ふ旨を宣るなり

七丁ウ

八丁オ

国^シ宣^{ニク}承知^{一ス}依^{レテ}宣^ニ賜^{レフ}之^ヲ符[」]到^ラ奉^行セヨ

是は右大臣の宣によて大政官の符を紀伊国司に

下す辞なり。国とは国司をいふ此符文いたらは奉行

せよと下知するなり

参議従三位左大弁^{アキシノ}秋篠朝臣^{ヤスヒト}安人

左少史^{オホヒサツクワシ}正七位上^{カシツムラスノトヨダマロ}上村主^{カシツムラスノトヨダマロ}豊田磨^{カシツクリ}

弘仁七年七月八日 以上^{第一}官符終るなり

国符 伊都那賀^{イトナシガ}在田郡司^{アリダ}

右云云如前

守藤原朝臣^{カミ}文山^{フシヤマ}掾^{ジャウ}藤原朝臣

介^{スケ}塚江^{カイエ}ノ^{ツク}継人^{キヒト} 弘仁七年七月廿八日

「 八丁ウ

「上村主」の左の「カ
ンスクリ」は朱書き。

「ナンガ」「アリダ」
とも、濁点のみ朱書
き。

「ク」の右の「キ」は
朱書き。

是は次に国符を出すなり。上の官符によりて紀伊ノ

国司より伊都那賀在田三郡の郡司の方へ下

す符なり故に国符といふ。右云云如前とは国符の

文言上の官符と同じき故に今大師写し給ふ時

略して挙たまはざるなり。次に国符当役の人名を

挙く。次に弘仁七年七月廿八日は国符を下す年月なり

以上第三段官符国符を出し畢。以下は山地の四至を明す中

に三段あり。初に先大明神寄附したまふ四至を出す

吾ワ上レ登リノ日ヒ丹ニ生ツ津ツ姫メノ命ミコト及ヒ御ミ子コ所ノ付ツ属シ玉ツフ山地ノ四至

東ハ限ニリ大日本国一ヲ 南ハ限レ海ヲ 西ハ限ニリ応神山ノ谷一ヲ

北ハ限ニリ日本河一ヲ 事ノ情註ニス遺告ノ文一ニ

大日本国とは今の大和国なり。日本河は紀伊川なり。

「九丁ウ

事情註遺告文とは遺告文に多本ありいつれにも

此事有。且住山弟子等に遺告し給ふ本云吾レ住スル時

頻ニ有ニテ明神一示現ス名ヲ曰ニ丹生津比女高野大明神ト其

社ノ廻ニ有ニ数十許町ノ沢一若人ト到着スレハ即時ニ傷害セラル吾カ上登ノ

日現ニメ人体一ヲ語テノ玉曰ハク吾レ在ニテ神道ニ望ム一威福一久シ也方ニ今マ菩薩

到ニル此ノ山ニ弟子カ幸也昔シ在ニリシ人世一ニ之時食国^{ケクニスハクキ}命給^{ミコト}ニ家

地一ヲ以ニス方許町一ヲ東ハ限ニ大日本ノ国一ヲ南ハ限ニ南海一ヲ西ハ限ニ応神

山ノ谷ヲ北ハ限ニ日本川一ヲ冀^{ゴヒネカ}ハクハ也献ニメ永世一ニ表ニスト信仰ノ情一ヲ云

「十丁オ

是レ吾カ山ノ鎮守也即チ天野ノ神社ノ頭リニ草ニ創シ曼荼羅院一ヲ

相^シ次^デ移^ルニル奥ノ山ニ後生ノ弟子門徒等毎日可^下習ニ誦シ教

「女」左右下訓点墨消。

「II」は皇を左右に二つ並べた漢字。

「統」の字磨消、上に「次」を重書。

王真言等^一 喰^二 受^シ 法味^一 守^中 護^上 宗場^上 是^レ 令法久住^ノ

縁也^{以上} これ等をさして事情註遺告文といふなる

へし

誉田^{ホシタ}ノ 天皇定^{玉ヘル} 堺四至

東^ハ 限^ニ 丹生ノ 川上^{カミ} 南^ハ 限^ニ 当河^{アテカハ}ノ 南ノ 横峯^一

西^ハ 限^ニ 神^{カシ}ノ 勾星川^{ボシ} 北^ハ 限^ニ 吉野川^一

具^{ナル} 注^ニ 丹生氏^カ 天平十二年^ノ 文并^{フミ} 祝相伝^ニノ 祭文^一

是は次に誉田ノ天皇の定たまへる四至を明す 誉田

天皇は人王第十六代の帝応神天皇すなはち八幡大

菩薩の御事なり。此に挙る所の四至東西北は前の

四至と同じ南の方異なり前には南は南海を限る

今は南は当河の南の横峯を限るといふ。古鈔云丹生

津姫は伊弉諾伊弉册尊の御子にてましますゆへに

二神より賜りし山の四至南は南海に至るなり

其後熊野権現異国より我朝に來臨したまふ

ければ南海を彼領地に寄附して丹生の御領をは

当川南横峯に限ると定め給ふなりと。丹生氏天平

十二年藉文は二本の遺告に共に合せり且承和二年

三月十五日の遺告文云丹生ニフ祝伊賀豆ハフレイガツ天平十二

年フダ藉文ニ云別豊耳ワケトヨミ命国主ノミコトクニヌシ神子ノカミノシ孫安磨ソノヤスマロ相伝ノ

詔ノト文ニ曰ク紀伊国伊都ノ郡天降アマクダリ坐マシマス伊佐奈岐ノ命御子ノミコトノミコ

丹生津比咩ニフツヒメノ一チ御子ミコ高野大明神及ヒ十二ノ子コ一ヒ百ヒ

十一丁オ

十一丁ウ

「賀」「豆」共に上声の声点有り。

二十ノ眷属ヲ為ニ一社ト者也云爰ニ誉田ノ天皇奉寄山

地堺定四至東ハ至ニ宇知ノ丹生川ニ（以下今に同じ承和ノ元年十月十五日の遺告

又同ノ祝相伝祭文は承和元年十月十五日の遺告の

奥にあり文の終に延暦十九年九月十六日とあり此文

云品田ノ天皇奉寄山地四至東ハ限ニ丹生川ニ（此下今ノと同じ

官符ニ所レ載ル四方高山

東ノ高山摩尼峯（大日本国ハ今ノ大和国名也紀伊国ノ堺ノ山也ノ謂々丹生川上是也）

南ノ高山当河アテカスノ南ノ長峰ナカミネ（謂々阿手河ノ南ノ横峯ト是也）

西ノ高山心神山（謂々神野山神ノ勾マカリノ谷及ヒ生ヒマノ石ノ岑ト是也）

北ノ高山宇宙ノ峯（謂々丹生ノ北吉野川ノ南ノ岑ト是也ノ又云ニ棋尾ト）

是は大政官符の初に四至四方高山とばかりありて其

分界を顕さゞるゆへにこゝに示したるなり。此中摩尼

峯。生石岑。宇由峯。槇尾などいえるは下の図に有。

又北高山の注に丹生ノ北とある丹生は上の丹生ノ川上の

丹生には非ず天野のことなり

〔此次に山の第四段絵図あり図をもて山地の四至を指シ示す

なり所々に名を記したる中に後人の書加へたる

ものおほしへ朱書せるもの多くは、後人の加へたと見ゆ凡高野領は両国四郡

にわたりて有。両国は紀州大和也。四郡とは大和

の宇知郡紀州の伊都那賀在田なり

〔是より下は山第五段の景趣を叙て居住の本懐を顕す

葱嶺カシハサ挟ニ銀漢ツケ一ツケ白峯ツケ衝ツケニ碧落ツケ一ツケ吾レ居住ノ時頻ニ有ニ明神ノ

衛護一即^チ限^{ニテ}山ノ四至^ヲ永^ニ献^ス三宝^ヲ表^ス仰^ニ信^ノ情^ヲ云

山の景趣を叙る中に此一段は先惣して山の峻高なる

ことを標し且^カ此^ノ四至を得たる事私ならざる旨

を記す。葱嶺は葱は青なり爾雅^ニ青謂^ニ之^ヲ葱^ト林木

茂盛^ノ之^カ兒^チとあり。銀漢は天河を云。白峯は常に白

雲のたなびける峯なれば名く。碧落は天の事なり。

此二句は山の高き有さまをいふ。次に吾居住等とは吾は

大師自いふ我^レ此山に住居せしに丹生高野両大明神

真言の教法を信したまひ昔^{アラ}現^{ヒト}人^{カミ}にてましましとき食^ケ

国^{クニ}皇^{ミコ}尊^ノより賜りし山の四至の境内を三宝に献すへしとて

永く大師に付属したまふとなり

十三丁オ

十三丁ウ

「之兒」の所、摩消有り。

不^レ由^レ乘^レル^ニ 查^{ウキ、ニ} 忽^ニ 入^ニ 雲漢^ニ 不^レ嘗^ナ 妙薬^ニ 得^エ 見^ル 神窟^一 一^{ヒトクヒ} 喜^ヒ

一^{タヒ} 悲^{ンテ} 心魂難^{レシ} 持^チ

是は此山に登り勝境を見て悲喜に堪ざること

述へ給ふなり。初の二句の意はむかしも路こしに人

あり浮^{フサ} 槎^{ウキ、}に乗りて海上をひたすら遡^{サカフ} ければ遂^{リボ}に

天河にいたり牽牛の牛に飲ひ織女の錦を織て

いましたるを見ける事博物志に記せり。雲漢は

天河なり。意は今すてに銀漢を挟める峯に登

ぬれば查^{ウキ、}に乗らすして天河に入たる○也^と。不嘗妙

薬等とは凡^ソ金丹仙丸の妙薬をなめてぞ神仙

の境には至ることなるに今此峯にのほりければ薬力

をからずしてかゝる神仙の窟を見たることの悦

はしぎとなり。一喜一悲とは今日此所に至る

事をよろこひ。年比かゝる勝地を知らずして世塵

にありしことを悔悲しむとなり

十四丁ウ

山ノ之カタク為カタチレ状也東西ハ龍臥シテ有ニ東流ノ水ニ南北ハ虎踞ウシマ

棲息スルニ有レ興指イ妙高ヲ以シ為レ俦トモ引ニ輪鉄ヲ而レ為レ帶ト日光

出レ地ヨリ不レ仮ニ天眼ヲ万里目前ナリ何ソ更ニ乘レ鶴ニ砌中ノ円

月ニ知ニ普賢ノ之鏡智ヲ仰ニ空裏ノ恵日ヲ覺ニ遍照ノ在ル我ニ

此一段は山の景色を叙ルなり故に初に山之為状也と

云。東西龍臥有東流水とは潤道西より東へ通し

たるが龍の臥せるに似たると也（御社の山を龍の頭とし中尾を龍の尾に比すといふ一説あり）

南北虎踞とは南は遍照尊院の後の山。北は真言堂の

「十五丁オ

山二虎の相對して踞るに似たるとや。妙高は須弥山の

事なり。輪鉄は輪囿山とて須弥山の周圍マワリに有て其高

さ須弥山の半腹ほどにありて帯をしたるやうなれば今の

高野の絶頂を須弥にたとえ麓の衆山の小きなるを鉄

輪囿山になそらへてかく云なり。日光出地も山の高

きすかたなり。天眼は六神通の中の天眼通はよく

遠境微細なる所をも徹見す今万里目前に見

ゆれば天眼を備に及はすと也。鵠は鴻鵠なり高飛

「十五丁ウ

て一挙千里する鳥なり今すてに此山に登りぬれば更に

鵠に乗ることを用ひざる也（大師下野国補陀洛山の記を書たまふに又何更乗鵠白雲足下とあり今も

其意なるへし。砌中円月等は性靈集には砌中の上に見の字

有。砌は澗水の辺をさして云。大師下野国補陀洛山記を

書たまふ中には見池中円月と有今も其意なり。普賢

とは一切衆生の菩提心へ一切処に遍するを普といふ賢は賢善の義なりをいふ是は果

位の大円鏡智の徳なり。されは円月を見ては衆生本具の

果徳を知るとなり。空裏恵日とは大空にかやく日光

を人々本有の智恵に比していふなり。遍照とは大日の徳

用あまねく一切の有情非情にゆきわたりて利益を施す事

なり。在我とは人々本より自身に備えたるなり

託此ノ勝地ニ聊建、伽藍一名ニ金剛峯寺ト住此修行道四上持

念ス觀ニ華藏ヲ於心海ニ念ニ実相ヲ於此ノ山ニ以崇ニ神威ヲ饒ニ国皇ノ福

所有ノ仏乗不能ニ縷クハシ説ク「日、車難駐ト、リマ」人間易レ變シ從心忽チニ至テ

四蛇虚羸ス撰誘是務メテ能事畢ヲハンヌ矣

是は正しく山居の本意を叙たまふなり。上に挙る所を

「十六丁ウ

さして此勝地といふ。伽藍は梵語なり此には衆園といふ

僧坊のことなり。金剛峯寺の寺号は瑜祇經に依て

名を立彼經の具題に金剛峯楼閣一切瑜伽瑜

祇經といふ深意ある事なり。四上とは昼夜四時に上

堂するなり。觀華藏等は持念の趣を示す。華藏

は具には蓮華藏といふ十方無量の世界を撰して一の

蓮華藏世界とす。如レ是ノの世界我カ一心を出ずと觀

する也。実相とは大日經に説ところの心の実相の理をいふ。此

「十七丁オ

山に住して此理を念して修善すとなり。以崇等は

廻向する所を明す。謂く観念修練の功德をもて神明の

威光を添奉り国皇の宝祚長久天下泰平を祈り

奉るとなり。自余自証化他の仏事多きことを略して

所有仏業不能縷説といふ。日車の下は有為の法の

移り替ることを叙。日車は年月の過行ことの速かなるを

いふ。従心とは七十の齡をいふ論語に有。今大師いまた

七十に満給はされとも六十余歳なれば満数につるて

従心忽至とのたまふ也。四蛇は地水火風の四大を云

身体の老衰たるを四蛇虚羸といふ。撰誘は諸人を

引撰し勧誘して仏道に入しむる業を務とする也。

能事畢とはその事すてに能しおはりぬとなり

承和元年九月十五日金剛峯寺大僧都空海書

是は此縁起を書たまふ年月等を記したまふなり

〔此次承和三年といふより下は大師入定の後諸弟子国判

を申請し時書加たるもの也と古鈔に云へり誠に承和

三年とあれば御在世にはあらず

承和三年七月廿七日

国判

従四位下行権守大野朝臣在京

椽闕シヤウ

守カミ従五位下藤原朝臣豊仲

従六位上行サツクワン目葛木忠寸タヰキ貢調使クテウ

正六位上行スケトモスケ介伴宿ネトヨスケ祢豊助

十八丁オ

「シヤウ」は朱書き。
「闕ク」の「ク」は朱書き。
「カミ」は朱書き。
「タヰキ」は朱書き。
「スケネトヨスケ」は朱書き。
「宿祢」の訓合符は朱書き。

国判とは国司の判なるへし上に内印十七所と有も

国判なれば此時書加たるなるべし

┌ 十八丁ウ

是より下一本には無レ之大楽院信堅聞書寶性院

宥快聞書共に此奥書なき本によると見へたり

後醍醐帝宸筆
以此本為擬正文所レ捺ニ手印ヲ也自今已後不可出寺外故也

建武二年十二月二日令正校畢

正二位行中納言兼大藏卿左京大夫大判事侍從藤原朝臣公明

此奥書はかりにて見る時は今の縁起の御手印は後醍醐

帝のおさせたまふ御手印と見ゆ然るに吉野拾遺によ

つて見れば弘仁帝の御手印有て其上に又後醍醐帝

┌ 十九丁オ

御手印を捺させ給ふと見たり吉野拾遺に曰後醍醐天皇
○先帝の御手印○本文○天○皇

吉野の内裏みかりやへ本々をしのひ出させ玉ひて高野山に行幸ならせ玉ふ

其比も世のさはきの中なれば供奉の人々もとほしくいま〜しき

様にてけはしき山路を凌かせ玉ひ金剛三昧院に入らせ給ふ法印当山

の霊物なりとて一の巻物を 叡覧に備られしは高祖大師の弘仁の

帝へ捧られし高野一山の絵図をつくらせ玉へるものに天皇御震

翰を染させ御寄附の文を書添られ朱の御手形を捺せ玉ふにそ

ありける君にも御叡覧の後御寄附の御言葉を染させ給ひて

一軸三跡の巻物となされて云両帝の御手印有こと見つへし

但し拾遺に天皇御震翰を染させ御寄附の文を書添られとあるは

何れの文をさしていふらんおほつかなし若は別に御寄附の文

ありし欵拾遺の此一段の終に其外の事忘れ侍れは不記とあれは

覚へたがえたるもしれず。然れば此以此本為擬等より下は建武

二年に加へたる文なり。但し肩に後醍醐帝震筆と書たるは後人

の私に書添たるなり。されは建武以前に写したる写本には

此奥書有べからず宥快等の聞書は此奥書なき写本に

就て料簡したると見ゆ

凡此縁起は諸人名を聞伝へたる文なれとも外題もなく内にも又題号

を置かす卷の初に先官符を挙て大政官符と書出せる故に

忽披覧しては全篇皆官符なりなと思ふ輩多し一卷の始

終を熟覧し信堅宥快の聞書を三復せば方^ニ是当山の縁起を

叙給ふ一軸なることを知らんよて今有信の善男善女のために

彼聞書等の要を撮て国字を以て略解する者也

「二十丁才

「たがえる」の「が」
の濁点は、追筆。

明和四年丁亥五月日金剛峯寺快弁書于金剛三昧院長老坊

二十丁ウ
